

公益財団法人札幌法律援護基金 情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人札幌法律援護基金（以下「基金」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、基金の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 基金は、この規則の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、この規則の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 基金は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き及びインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第5条 基金は、法令及び定款の規定にしたがい、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第38条の方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第6条 基金は、法令の規定にしたがい、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第7条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表中「備え置き期間」を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 基金の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、基金の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後4時までとする。ただし、基金は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 9 条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧 (謄写) 申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧 (謄写) 申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者又は謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第 10 条 基金は、第 5 条及び第 6 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

第 12 条 基金の情報公開に関する事務は、理事長が管理する。

(改廃)

第 13 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。(平成 25 年 3 月 22 日理事会議決)

(別表)

対象書類等の名称	備え置き期間
1 定款	
2 事業計画書、収支予算書	1年
3 計算書類等(各事業年度の計算書類・事業報告書・附属明細書)、監査報告書	5年
4 (1) 財産目録 (2) 役員等名簿(理事、監事及び評議員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外) (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬に関する規則 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	5年
5 寄付等による受入れ財産・資金(個々の寄付者の氏名、住所及び金額は除く。)	
6 評議員会議事録	10年
7 理事会議事録	10年

(様式1)

閲覧(謄写)申請書

公益財団法人札幌法律援護基金 御中

申請月日 平成 年 月 日

申請者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧(謄写)の目的

閲覧対象書類(該当するものを で囲んで下さい。)

- 1 定款
- 2 事業計画書・収支予算書
- 3 計算書類等(各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書)
- 4 監査報告書
- 5 財産目録
- 6 役員等名簿
- 7 理事、監事及び評議員の報酬に関する規則
- 8 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
- 9 寄付等による受入れ財産・資金(個々の寄付者の氏名、住所及び金額は除く。)
- 10 評議員会議事録(理事会・評議員会)
- 11 理事会議事録

